

司 法 試 験
重 要 問 題 習 得 講 座
添削オプション問題冊子
法律実務基礎科目



第2問

問題文

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

〔設問1〕

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「私（X）とAは、いわゆるヴィンテージワインの愛好家で、かれこれ10年以上の付き合いがあります。私は、令和7年5月頃、Aが以前から欲しいと言っていた1980年産のヴィンテージワイン（以下「本件ワイン」という。）を入手したので、Aに見せたところ、是非とも譲ってほしいと頼まれました。しかし、Aは、『来月、知人が主催するパーティーで開けたいと思っている。ただ、代金は少し待ってほしい。10月頃に、まとまったお金が入るから、その時に一括で払う。』と提案してきました。私は悩みましたが、以前にも、Aにヴィンテージワインを売ったことがあり、その際は、期限を守って入金してくれましたので、今回も応じることにしました。ただ、金額が大きいので、保証人を付けてもらうことを条件にしました。

そこで、私は、令和7年6月19日、Aに対し、本件ワインを100万円で売却し（以下「本件契約」という。）、引き渡しました。代金100万円は同年10月31日を支払日としました。また、私は、本件契約と同時に、Aの勤務先の社長であるYとの間で、代金100万円を主たる債務とする保証契約も締結しました（以下「本件保証契約」という。）。本件契約の当日、Yはおりませんでした。AがYの委任状（以下「本件委任状」という。）を持ってきておりましたので、AをYの代理人として契約しました。Aが言うには、Yは、『保証人になってもよいが、当日は、どうしても外せない用事がある。委任状を渡すから、自分で契約してきてほしい。』と言って、令和7年6月16日に同日付けの本件委任状をAに渡したそうです。実は、Yには、以前もAの保証人になってもらったことがありましたので、今回も同じだろうと信頼したのです。なお、本件契約及び本件保証契約は、いずれも契約書を作成して締結しました。

ところが、Aは、令和7年10月31日になっても支払をしないばかりか、連絡が全く取れなくなってしまったのです。そのため、私は、保証人であるYに対し、Aに代わって代金100万円の支払を求めたいと思います。なお、代金100万円さえ支払ってもらえればよく、損害金の支払は求めません。」

弁護士Pは、【Xの相談内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、Yに対し、Xの希望する金員の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することとした。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟において、Xの希望を実現するために選択すると考えられる訴訟物を記載しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第134条第2項第2号）を記載しなさい。なお、附帯請求及び付随的申立てについては、考慮する必要はない。
- (3) 弁護士Pが、本件訴状において、請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1項）として主張すると考えられる具体的事実を記載しなさい。なお、いわゆるよって書き（請求原因の最後のまとめとして、訴訟物を明示するとともに、請求の趣旨と請求原因の記載との結びつきを明らかにするもの）は記載しないこと。

〔設問2〕

弁護士Qは、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「私（Y）がAの保証人になったなどという事実はありませんので、今回、本件訴状を受け取って驚きました。私は、小さな印刷会社を経営しており、Aには、当社の従業員として、主に経理や総務などの事務の仕事をしてもらっていました。確かに、私は、5年ほど前に、Xからヴィンテージワインを買うから保証人になってほしいとAに頼まれて、保証人になったことはあります。その際は、Aが自分で弁済をしたため、私には何も請求が来ませんでした。そのため、Aは、自分で弁済をすれば私に発覚することもないだろうと安易に考えて、私の名前を勝手に使ったのだと思います。」

Aが行方不明になって困っているのは、社長である私だって一緒です。私がXに100万円を支払う理由は全くありません。

また、Aは、本件ワインを購入後に、『Xに、1990年産のワインを1980年産と騙されて買わされた。1990年産であれば、10万円程度で売られている代物だ。』と言っていました。Aの話のとおりなら、万が一私がAの保証人になってしまっているとしても、代金を払う必要はないのではないのでしょうか。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、Aによる保証契約は無権代理であること（以下「無権代理の主張」という。）、本件保証契約には詐欺による取消原因があること（以下「詐欺取消しの主張」という。）を主張することにし、これらが記載された本件訴訟における答弁書（以下「本件答弁書」という。）を作成した。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 無権代理の主張は、抗弁と否認のどちらに位置付けられるか。結論とその理由を述べなさい。

- (2) 弁護士Qは、詐欺取消しの主張によりYが本件保証契約を取り消すことは認められない可能性があると考えたが、Xからの請求を拒むための法律構成として、詐欺取消しの主張をすることがなお有効であると考え直し、当該主張を展開することにした。①詐欺取消しの主張によりYが本件保証契約を取り消すことは認められない可能性があるとして弁護士Qが考えた理由と、②詐欺取消しの主張を前提としたXの請求を拒むための法律構成について説明しなさい。

〔設問3〕

第1回口頭弁論期日において、本件訴状と本件答弁書が陳述され、弁護士Pは、詐欺取消しの主張に係る事実を否認した。第1回弁論準備手続期日において、弁護士Pは、書証として、本件契約に係る売買契約書、本件保証契約に係る保証契約書（作成名義は「Y代理人A」とされている。）及び本件委任状を提出し、いずれも書証として取り調べられた。弁護士Qは、本件委任状の成立の真正を否認したが、同売買契約書の成立の真正を認め、同保証契約書は作成者をAとして成立の真正を認めた。なお、本件委任状は、以下の体裁のものであり、押印以外、全てプリンターで打ち出されたものである。

委 任 状 令和7年6月16日 私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 代理人：A 記 本件ワインの売買代金支払債務（100万円）を主たる債務とする、Xとの保証契約の締結に関する一切の事項 Y (Y)

裁判官Jは、弁護士Qに対し、本件委任状にあるY名義の印影がYの印章によって顕出されたものであるか否かを尋ねたところ、弁護士Qは、Y名義の印影はYの印章によって顕出されたものであると回答した。裁判官Jがこのような質問をした理由を説明しなさい。

〔設問4〕

その後、第2回弁論準備手続期日において、弁護士Qは、書証として下記①及び②を提出し、いずれも取り調べられたところ、弁護士Pは、いずれも成立の真正を認める旨を陳述した。

記

- ① 令和2年11月3日付けでXとYとの間で締結された、AのXに対するヴィンテージワインの代金支払債務を主たる債務とする保証契約書（X及びYの実印が押印されている。）

- ② Yが経営する会社の全部事項証明書（会社成立の年月日が平成22年11月13日と記載されている。）

その後、数回の弁論準備手続が実施され、主張整理がなされた後、第2回口頭弁論期日において、本人尋問が実施され、Xは【Xの供述内容】のとおり、Yは【Yの供述内容】のとおり、それぞれ供述した（なお、それ以外の者の尋問は実施されていない。）。

【Xの供述内容】

「本件ワインは、パーティーで出したいので早く欲しいがお金はすぐに払えないとAが言うので、Yに保証人になってもらうことを条件に、Aに売却することにしました。Yには、5年くらい前にも、やはりヴィンテージワインの購入代金について、Aの保証人となってもらったことがありましたので、今回も同様だろうと思い、契約することにしたのです。以前に保証人になってもらった際も代金は100万円でした。

詳しい事情は知りませんが、Yは、印刷会社を経営していますし、Aを従業員として雇っていますので、従業員のために、100万円くらいであれば保証をすることができるはずです。

今になって、委任状はAが無断で作成したなどとYが言っているのは、Aが行方不明になってしまい、私に100万円を払っても、100万円をAに請求することができないため、払い損になることが分かっているからに違いありません。しかし、そもそも、こういう時に払うのが保証人ですので、しっかりと払ってもらわないと困ります。」

【Yの供述内容】

「私は、小さな印刷会社を経営しており、Aには、当社の従業員として、主に経理や総務などの事務の仕事をしてもらっていました。Aは、従前、無断欠勤や遅刻などしたことがなかったのに、令和7年10月頃に突然会社に来なくなり、それ以降、連絡が取れなくなってしまいました。どうしたものかと悩んでいたところで、いきなりXが本件訴訟を提起してきたので、正直、困惑しています。

私の会社は、小さい会社ですので、社長である私の印鑑が必要になる場合もあります。そのため、事務の便宜を図る必要があり、Aには私の認印を持たせていました。本件委任状にある印影は、その認印によるものです。

確かに、私の会社は、堅調に推移をしていますので、100万円は払えない金額ではありません。しかし、会社の社長だからといって、何か特別な理由がなければ、一従業員のためにそんな高額な金額を保証するなんてあり得ません。

令和2年にAがXからヴィンテージワインを購入する際に保証人になったのは、そのワインを会社設立10周年記念日のお祝いのお場で出してくれるとのことでしたし、代金は年末のボーナスで払えるから大丈夫とAが言うので、保証人になることに応じたにすぎません。今回は、そのような事情はありませんから、私が保証人になるなんてことはあり得ません。」

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

弁護士Qは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Qは、前記の提出された各書証（弁護士Pが提出したものも含む。）並びに前記【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】と同内容のX及びYの本人尋問における供述に基づいて、本件委任状はYの意思に基づいて作成されていないことにつき主張を展開したいと考えている。弁護士Qにおいて、上記準備書面に記載すべき内容を、提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて、答案用紙1ページ程度の分量で記載しなさい。

〔設問5〕

弁護士Qは、本件訴訟で敗訴してXに支払をした場合、直ちにYのAに対する求償金請求訴訟を提起することを考えるとともに、求償金請求訴訟において勝訴判決を得た場合の強制執行を確実に行うために、訴訟に先立ってYが事前に講じておくべき法的手段を検討した。Yが採り得る法的手段の一つ挙げなさい。また、その手段を講じなかった場合に生じる問題について、その手段の有する効力に言及した上で説明しなさい。

なお、Aは、現在、行方不明ではあるが、Yが経営する会社の事務所内に保管されている高価な腕時計（以下「本件時計」という。）を所有しており、Aのめばしい資産は、本件時計のみである。

第3問

問題文

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

〔設問1〕

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容1】

「私は、令和6年6月1日、Aから『マンション甲』の401号室（以下「本件建物」という。）を代金1000万円で投資用に購入し、同日、Aに代金全額を支払い、本件建物の所有権移転登記を具備しました。

その1か月後の令和6年7月1日、私は、Yとの間で、本件建物について、賃貸期間を定めずに賃料月額10万円とする賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、これに基づき、同日、本件建物をYに引き渡しました。ところが、Yは、令和7年4月1日、Yの友人であるZとの間で、私の承諾を得ずに、本件建物について、賃貸期間を定めずに賃料月額12万円とする賃貸借契約（以下「本件転貸借契約」という。）を締結し、これに基づき、同日、本件建物をZに引き渡しました。どうやら、Yは、Yが半年間の海外留学に出掛けている間、本件建物をZに転貸することで留学費用の一部を賄おうとしたようです。もっとも、賃貸借契約において誰が借りているのかは賃貸人にとって重要な意味を持つのですから、このようなYの身勝手な行為を許すわけにはいきませんし、Zが本件建物に住んでいることにも我慢できません。Zは、YがAから令和6年6月3日に本件建物を購入し、そのYから本件建物を借りて住んでいるなどと言っているようです。しかし、本件建物をAから購入したのは私でありYではありません。しかも、私は、本件建物の所有権移転登記を具備しています。

そこで、私は、Zに対し、本件建物の明渡しを求めたいと考えています。」

弁護士Pは、【Xの相談内容1】を前提に、Xの訴訟代理人として、Zに対し本件建物の明渡しを求める訴訟（以下「本件訴訟1」という。）を提起することを検討している。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟1を提起する場合、Xの希望を実現するために選択すると考えられる訴訟物を記載しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟1を提起する場合、本件訴訟1の訴状（以下「本件訴状1」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第134条第2項第2号）を記載しなさい。なお、附帯請求及び付随的申立てについては、考慮する必要はない。

- (3) 弁護士Pが、本件訴訟1を提起する場合、本件訴状1において記載すべき請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1項。以下同じ。）を記載しなさい。なお、いわゆるよって書き（請求原因の最後のまとめとして、訴訟物を明示するとともに、請求の趣旨と請求原因の記載との結びつきを明らかにするもの）は記載しないこと。

〔設問2〕

弁護士Pが本件訴訟1を提起するかどうかを検討している間に、Yは留学を終えて帰国した。また、本件転貸借契約は終了し、Zは本件建物から退去した。現在、本件建物にはYが居住している。

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容2】

「本件転貸借契約は終了したものの、Yが本件建物を無断転貸したことに変わりはないのですから、私は、本件賃貸借契約を解除し、Yに対して本件建物の明渡しを求めたいと考えています。」

弁護士Pは、【Xの相談内容1】及び【Xの相談内容2】を前提に、本件賃貸借契約を解除し、Yに対して本件建物の明渡しを求めることに理論上の支障はないと判断し、Xの訴訟代理人として、Yに対し、本件建物の明渡しを求める訴訟（以下「本件訴訟2」という。）を提起することとした。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件転貸借契約が終了したにもかかわらず、本件賃貸借契約を解除し、Yに対して本件建物の明渡しを求めることに理論上の支障はないと判断した理由を簡潔に説明しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟2を提起する場合、それに先立って、本件建物の占有がY以外の者に移転されることに備え、Yに対して事前に講じておくべき法的手段を一つ挙げなさい。また、その手段を講じた後、本件訴訟2の係属中に、当該手段が講じられていることを知らない第三者BにYが本件建物を賃貸して引き渡した場合、弁護士Pは、本件訴訟2が終了するまでの間、そのまま本件訴訟2を追行するだけでよいかについて、結論と理由を簡潔に述べなさい。
- (3) 弁護士Pは、本件訴訟2の訴状（以下「本件訴状2」という。）において、請求を理由づける事実として、以下の各事実を主張した。
- (あ) Xは、Yに対し、令和6年7月1日、本件建物を、賃料月額10万円で賃貸した。
- (い) Xは、Yに対し、同日、(あ)の賃貸借契約に基づき、本件建物を引き渡した。
- (う) Yは、Zに対し、令和7年4月1日、本件建物を、賃料月額12万円で賃貸した。
- (え) []

- (お) Xは、本訴状をもって、(あ)の賃貸借契約を解除するとの意思表示をする。
- (i) (え)に入る具体的事実を記載しなさい。
- (ii) 弁護士Pが、(え)の事実が必要であると考えた理由を簡潔に説明しなさい。

〔設問3〕

弁護士Qは、本件訴状2の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「確かに、Xが主張しているとおり、私は、Zに対して本件建物を転貸しました。もっとも、この転貸がXに無断でなされたという主張を認めることはできません。なぜなら、Zと本件転貸借契約を締結する前に、私がXに留学の件を話して本件賃貸借契約の解約を申し出た際、Xから、『留学している間だけであれば、本件建物を転貸することを認めるので、転借人を探せばいい。そうすれば、私としても、本件建物の新しい賃借人を探す手間が省けるし、あなたが留学している間にも賃料収入が確実に得られるので助かる。』と言われたからです。その後、転貸を承諾する旨記載した書面（以下「本件承諾書」という。）を持ってXの自宅を訪問し、Xは本件承諾書に押印してくれました。私は、Xの承諾を得て本件建物を転貸したのですから、本件賃貸借契約の解除を認めることはできません。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、本件訴訟2の答弁書（以下「本件答弁書」という。）を作成した。

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

弁護士Qが、本件答弁書において【Yの相談内容】記載の事実を主張した場合、裁判所は、その事実のみをもって、本件訴訟2における抗弁として扱うべきか否かについて、結論と理由を簡潔に述べなさい。

〔設問4〕

第1回口頭弁論期日において、本件訴状2と本件答弁書が陳述された。同期日において、弁護士Qは、本件承諾書を書証として提出し、書証として取り調べられた。これに対し、弁護士Pは、同期日において、本件承諾書の成立の真正を否認し、「X名下の印影はXの印章によるものではない。仮にXの印章によるものであるとしても、Yが盗用した。」と主張した。

その後、2回の弁論準備手続を経た後、第2回口頭弁論期日において、本人尋問が実施され、本件転貸借契約に関するXの承諾の有無につき、Xは、次の【Xの供述内容】のとおり、Yは、次の【Yの供述内容】のとおり、それぞれ供述した（なお、それ以外の者の尋問は実施されていない。）。

【Xの供述内容】

「Yは、Yの留学中は本件建物の転貸を認める旨私が発言したなどと主張していますが、そのような事実はありません。また、証拠として提出されている本件承諾書の作成には、私は全く関与していません。

本件承諾書に記載してある私の氏名は、明らかにYの筆跡であり、Yが記載したものです。私の氏名の横の印影は、どこにでもある三文判によるものであり、私の印鑑によるものではありません。それに、仮にその印影が私の印鑑によるものであるとしても、私の氏名を記載したのがYなのですから、印鑑も私が押したのではなくYが勝手に押したものだと思います。

本件訴訟2を提起する少し前のことだったと思いますが、無断転貸の件で私がYに電話で抗議し、本件賃貸借契約を解除せざるを得ない旨伝えた後、Yが、慌てた様子で菓子折りを持って、私の自宅に謝罪に来たことがあります。

私は、仕事の関係で宅配便に対応しなければならないことが多いため、玄関に三文判を置いたままにしてあります。この三文判は、朱肉と一緒に透明のプラスチックケースの中に入れてあり、少し目を凝らして見ると、ケースの中に三文判が入っていることに気付くはずです。Yが謝罪に来た際、私は無断転貸を許すつもりはなく、1時間程玄関で対応することになりました。Yはこの間に三文判の存在に気付いたのだと思います。最初に謝罪に来た日の3日後、Yは再び私の自宅に謝罪に来て、やはり1時間程玄関で対応したのですが、Yが再び謝罪に来た理由は、最初に謝罪に来た際にケースの中の三文判の存在に気付き、それを盗用しようと考えたからに違いありません。2回目の謝罪の際、少しの間だけですが、Yを残して私が玄関を離れた時間がありました。

そもそも、Yが主張するように本件承諾書を私の家で作成したというのであれば、本件承諾書は転貸を認めるという重要な書面なのですから、通常は、三文判ではなく実印を押すことになるはずです。なお、実印は、私の自宅のタンスに大切にしまっています。」

【Yの供述内容】

「私は、C大学で歴史学を専攻している大学院生です。Xは、本件承諾書は私がXの印鑑を盗用して作成したものであると主張していますが、盗用の事実はありません。自分で本件承諾書に印鑑を押したにもかかわらず、なぜXがそのような主張をするのか分からず、正直言って困惑しています。

令和7年2月の初め頃だったと思いますが、急に海外留学が決まったため、本件賃貸借契約を解約しなければならないと思い、私は、Xに電話で連絡を取りました。すると、Xは、『留学期間がそんなに長くないのであれば、このまま本件建物を借り続けることにして、留学している間だけ誰かに転貸したらどうですか。』と提案してきました。転賃料を本件賃貸借契約の賃料である月額10万円より高く設定すれば、その差額のみで留学費用の足しになりますので、私は、Xの提案に従って本件建物を転貸することにしました。そして、転貸を承諾する旨の書面を作成することをXにお願いしました。

本件承諾書には『Xは、Yが本件建物を転貸することを承諾いたします。』との文面がありますが、これは私が考えたものです。この文面を、あらかじめパソコンとプリンターを使って白紙に印字しておき、Xの自宅に持参してXの印鑑を押してもらい

ました。そして、Xの印鑑をもらったのでそれで十分だと思い、Xの氏名は、自宅に戻った後で私を書きました。確かに、三文判ではなく実印を押してほしいとは思いましたが、自宅であればXの実印をすぐに取り出せるだろうとは思いましたが、実印を押してもらうというのは図々しいお願いだと思い、申し出ませんでした。

本件訴訟2が提起される前に私がXの自宅を訪れたのは間違いありません。しかし、それは無断転貸をしたことの謝罪のためではなく、留学を終えて本件転貸借契約が終了したことを報告するためです。この際、確かに1時間程玄関でXと話をしてしましたが、これは留学の話でXと盛り上がったからです。Xの自宅に2回行ったのは、最初に行った際、留学中に購入したお土産の菓子折りを渡すのを忘れたので、それを渡すためです。」

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

弁護士Pは、本件訴訟2の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Pは、前記の提出された本件承諾書並びに前記【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】と同内容のX及びYの本人尋問における供述に基づいて、本件承諾書は真正に成立したものではないことにつき、主張を展開したいと考えている。弁護士Pにおいて、上記準備書面に記載すべき内容を、本件承諾書や両者の供述から認定できる事実を踏まえて、答案用紙1ページ程度の分量で記載しなさい。なお、記載に際しては、本件承諾書の成立の真正に関する争いについても言及すること。

第5問

問題文

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 令和6年4月22日午後3時、A（25歳、男性）は傷害致死罪の被疑事実でAの自宅において適法な手続を経て通常逮捕された。

被疑事実の要旨は次のとおりである。

「Aは、B及びCと共謀の上、令和6年4月21日午後10時頃、東京都L区M町3丁目31番地メゾン山手105号室において、Vの顔面を拳骨で複数回殴り（以下「第1暴行」という。）、B及びCとともに、Vを同区N町の空き地へ移動し、午後10時15分から午後10時40分頃までの間、前記空き地において、Vに対して、その顔面を拳骨で複数回殴り、左顔面及び後頭部を殴るなどの暴行（以下「第2暴行」という。）を加え、よって、前記一連の暴行により、同人に脳挫傷及び硬膜下血腫等の傷害を負わせ、死亡させたものである。」

- 2 逮捕後、検察官に送致する手続は適法になされ、Aを乗せたバスは同月24日午後2時に検察庁へ出発したが、交通渋滞のため検察庁への到着が遅れ、同月24日午後4時に検察官にAの身柄が引き渡された。その後、㉑検察官は裁判所へ勾留請求をし、Aは勾留された。

- 3 4月26日、Aの弁護人が接見を訪れたところ、Aは「第1暴行をやったことは間違いないが、Vの腹部を殴っただけで、顔面は殴っていない。また、空き地に着いた時に、『俺は帰らせてください。』と言って、その場を後にした。だから、第2暴行はやっていない。当初、第1暴行、第2暴行の区別を聞かれているとは分からず、全て認める供述をしてしまった。」と弁護人に話した。

- 4 同年5月13日、上記被疑事実によりAは起訴され、公判前整理手続に付された。

第1回公判前整理手続において、㉒Aの弁護人は、「Aが第1暴行を行ったのは争わないが、第2暴行は行っていない。そのため、第2暴行についてはその罪責を負わない。また、検察官開示の証拠を検討したところ、Vの死因となった脳挫傷及び硬膜下血腫等の傷害はもちろん、その他の傷害についても、第1暴行から生じたのか、第2暴行から生じたのか明らかでない。」と主張した。これを受けて、検察官は第2回公判前整理手続において追加予定主張を提出し、第3回公判前整理手続において弁護人が予定主張書面を提出した。そして、同年6月17日に第1回公判期日が指定された。

- 5 検察官が証拠調べ請求をした主な証拠の概要は次のとおりであった。

甲1号証 医師作成のVの診断書

脳挫傷及び硬膜下血腫が生じたことにより死亡した旨が記載されている。

甲2号証 医師作成の死体検案書

Vの死因は、後頭部に衝撃を受けたことによる脳挫傷及び硬膜下血腫等の傷害であり、後頭部の衝撃は、硬いもので殴打されたものであり、手拳で殴られたものとみて矛盾がない旨記載されている。

甲3号証 捜査報告書

Vの衣服には、複数の足跡が発見された。そのうち、Cの靴跡と一致するものがあつた旨が記載されているが、A及びBの靴跡と一致するものはなかった旨が記載されている。

甲4号証 実況見分調書

前記空き地に、A、B及びCのそれぞれの靴と一致する足跡が複数残されていた旨が記載されている。

甲5号証 捜査報告書

前記空き地近くの路上設置の防犯カメラ映像の写真撮影報告書であり、令和6年4月21日午後10時15分の映像において、BがVを掴み、C及びAがその後ろからついて行って空き地に入っていく様子が映されている旨が記載されている。

甲6号証 Bの検察官面前調書

「俺の女に手を出したVを痛めつけてやろうと思って、後輩のAと同僚のCに声をかけたら一緒にやってくれることになった。最初は、Vの家の中でVを殴っていたが、部屋が狭いので、近くの空き地にVを連れて行って、3人で殴ったり蹴ったりしてやった。Aは途中で抜けると言っていた気もするが、結局最後までVと一緒に痛めつけていた。」とのBの供述が記載されている。

甲7号証 Cの検察官面前調書

「Bの話を聞いて、俺も腹が立ったので、BとAとともにVを殴った。Vの部屋と空き地で殴ったのは間違いない。Aは途中で抜けると言ってきたので、俺は『好きにしろ。』と言った。Bは何やら渋っていたのは覚えているが、Vを痛めつけているのに夢中であり、暗かったので、空き地での暴行の時にAがいたかどうかは分からない。」とのCの供述が記載されている。

甲8号証 S国人Wの検察官面前調書

Wが、令和6年4月21日午後10時20分頃、前記空き地において、2、3人でVの顔面を手拳で殴るのを見たこと、そのうちの1人はAの特徴と背丈、服装において一致していた旨が記載されている。

乙1号証 Aの警察官供述調書

Aが第1暴行も第2暴行も行ったことは間違いないことを供述した旨が記載されている。

6 一方、弁護人が証拠調べ請求をした主な証拠の概要は次のとおりである。

弁1号証 報告書

Aの携帯電話から、Aの交際相手Dの携帯電話へ令和6年4月21日午後10時35分に電話し、5分間通話した旨が記載されている。

弁2号証 Dの供述録取書

令和6年4月21日午後10時半頃、Aから電話を受けた。その時Aは、先輩の付き合いでVを痛めつけていた旨を話していた旨をDが供述したことが記載されている。

弁3号証 Aの検察官面前調書

「先輩のBに『Vと一緒に痛めつけるぞ。』と言われ、逆らうことができず、第1暴行を行ったことは間違いない。でも、さすがにやりすぎだと思って、空き地に移動した後は、BとCに対して『俺は帰らせてください。』と告げた。Cは『好きにしろ。』と言っていた。Bは納得いかない様子であったが、しばらくすると『分かった。』と言ったので、空き地に入った時の入り口からは逆の入り口から空き地を出た。空き地を出た後に、交際相手のDに連絡した。」とのAの供述が記載されている。

〔設問1〕

下線部⑨に関し、検察官は刑事訴訟法上、いつまでにAの勾留を請求しなければならないか、条文を指摘しつつ答えなさい。

〔設問2〕

- (1) 下線部⑩の主張を受け、検察官が再度検討したが、Vの傷害について、第1暴行から生じたのか、第2暴行から生じたのかを明らかにすることは困難であると考えた。そこで、下線部⑩のAの弁護人の主張が裁判所に認められた場合に備えて、検察官は予備的主張を追加することを検討した。検察官として、傷害致死罪を主張するために、どのような主張をすることが考えられるか。主張の骨子を3行程度で簡潔に答えなさい（事実の指摘、証拠の引用等は必要ない。）。
- (2) Aの弁護人は、(1)で解答した検察官の追加予定主張書面を受けて、予定主張書面に記載すべき事実上の主張及び法律上の主張を検討した。弁護人はどのような主張をすべきか簡潔に答えなさい。

〔設問3〕

検察官は、甲8号証について、「AのVに対する犯行を目撃した状況」を立証趣旨として証拠調べ請求をしたが、Aの弁護人はこれを不同意とした。そこで、検察官は、甲8号証の証拠調べ請求を撤回した上、Wの証人尋問を請求し、裁判所はこれを採用し、第2回公判期日にWの証人尋問が実施されることになった。

しかし、第1回公判期日後、Wはオーバーステイで入管施設に収容され、近く退去強制令書の執行によりS国へ退去させられる予定であることが判明した。そのため、証人尋問を行うことができるかが不透明な状況となった。

そこで、検察官は、Wが強制送還された場合には、甲8号証を刑事訴訟法第321条第1項第2号前段に該当する書面として、改めて証拠調べ請求をすることを検討した。この場合、検察官は、どのような対処が必要か、判例を踏まえて、論じなさい。なお、甲8号証は伝聞証拠に該当すること、甲8号証にはWの署名・押印があることを前提として解答しなさい。

〔設問4〕

弁3号証は、Aの弁護人が第1回公判前整理手続前に、類型証拠開示請求をした上で検察官から開示を受けたものである。

Aの弁護人の請求が認められた理由はなぜか。条文を指摘した上、具体的に論じなさい。

〔設問5〕

公判前整理手続終了後、Aは、Aの弁護人に対し、「実は、空き地に行って『俺は抜ける。』と言ってから一度は帰ろうとしましたが、BとCが暴行しているのを見て、なんとなく抜けづらくて、もう一度戻って、メリケンサックをつけた拳で2、3発顔面を殴ったと思います。メリケンサックは、Y川の河川敷に埋めました。」と告白した。続けてAは、「傷害致死罪に問われるのは嫌なので、この点は黙っていてほしい。先生、よろしくお願いします。」と告げた。Aの弁護人がY川の河川敷を掘り起こしたところ、血のついたメリケンサックを発見した。Aの弁護人は、この事実を捜査機関に伝えることができるか。司法試験予備試験用法文中の弁護士職務基本規程を適宜参照して論じなさい。

第6問

問題文

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 A（20歳、男性）は、「令和2年5月19日午前11時頃、O市N区の六角公園において、V所有の財布から現金2000円を抜き取って窃取し、同人から返還を要求されるや、これを取り返されることを防ぐため、手拳で同人の顔面等を殴打し、同所にあった木製の角棒（長さ55センチメートル）で同人の頭部を1回殴打するなどの暴行を加え、よって、同人に対して全治10日間を要する頭部打撲裂傷等の傷害を負わせたものである」旨の強盗致傷の被疑事件で同月26日午前11時、通常逮捕された。同日、Aを心配した③Aの兄であるBが弁護人を選任した。

その後、Aは同月28日午前11時、検察官に送致された。送致記録に編綴された主な証拠は次のとおりであった。

証拠① Vの被害届

「知らない人が、私の財布から2000円を抜き取った上、取り返しを防ぐため、右手拳で私の顔面を殴り、角棒で頭部を殴った」旨が記載されている。

証拠② Vの警察官面前調書

「私は路上生活者で、六角公園の一角で暮らしています。令和2年5月19日、午前11時頃、財布をベンチにおいてトイレに行こうとして、ベンチから1メートルほど離れたところ、私の財布からお金を抜き取っている男を発見し、『何をやってるんだ。』と声をかけました。そうすると、男はいきなり右手拳で私の左頬を殴り、角棒のようなものまで持ち出して、私の頭部を殴ったのです。取られたのは、今ではあまり見なくなった2000円札1枚です。これは、日雇いの仕事の給与としてもらったものですが、仕事終わりの汚れた手で触ったので、『貳千円』の文字の上辺りに泥がついていたのを覚えています。犯人の顔は、とっさのことで、あまり覚えていませんが、刑事さんから見せてもらった写真（Aの写真）の人物が犯人だと思います。

犯人は、野球チームTの帽子をかぶり、虎のキャラクターが描かれた黄色いTシャツを着ており、黒っぽいズボンを履いていました。」

証拠③ 捜査報告書

六角公園に落ちていた角棒の形状、角棒の先には血痕が付着している旨が写真とともに記載されている。

証拠④ 捜査報告書

令和2年5月19日午前11時15分頃、六角公園の東側500mの距離にあるO市N区のコンビニエンスストアM店の防犯カメラにAが入店し、同日午前11時17分に、たばこ、弁当、ビールを購入しているところが鮮明に映っている旨、それらを購入している写真とともに記載されている。Aの

服装は、虎のキャラクターが描かれた黄色いTシャツに黒いズボンを履いており、野球チームTの野球帽をかぶっていた。

証拠⑤ Cの供述調書

「私はM店でアルバイトをしています。令和2年5月19日お昼前くらいに、2000円札で買い物をした人がいました。2000円札を久しぶりに見たのと、お札に泥がついていたので鮮明に覚えています。レジの記録によれば、その人は、たばこ1箱、弁当1つ、ビール1缶合計1400円を午前11時17分に購入しています。」

証拠⑥ 報告書

M店から任意提出を受けた2000円札の形状について、『貳千円』と書かれた上に泥がついていることが写真とともに記載されている。

証拠⑦ 鑑定書

前記2000円札からVの指紋が検出されたことが記載されている。

証拠⑧ 鑑定書

六角公園に落ちていた角棒からAの指紋が検出されたことが記載されている。

証拠⑨ Aの弁解録取書

「私は何もやっていない。六角公園なんか行っていない。角棒に触ったこともないし、2000円札なんてしばらく見ていない。」

証拠⑩ Aの身上経歴についての供述調書

Aは現在無職であること、6か月ほど家賃を滞納しており、住んでいたアパートを令和2年4月頃に追い出され、その後、路上生活をしている旨、Aには300万円の借金がある旨が記載されている。

証拠⑪ Aの供述調書

「私がやりました。窃盗罪で服役中でしたが、事件の前日に出所しました。身寄りがいないため、六角公園付近をふらついていた時に、今回の事件を起こしました。また懲役に行くのが怖くて、最初は嘘をついてしまいました。でも、やってしまったことは素直に認めて罪を償おうと思い、本当のことを話します。公園の財布から2000円札を取って、捕まるのを免れるためにVを右手拳で殴った上、近くに落ちていた角棒でVの頭部を殴りました。」

- 2 令和2年6月14日、㉞検察官は所定の捜査を終えた上でAを上記被疑事実により〇地方裁判所へ起訴した。その後、〇地方裁判所は、公判前整理手続に付す決定をした。公判前整理手続では、弁護人から公訴事実を争う旨の主張はなく、量刑のみが争点とされた。そして、第1回公判手続において、Vの証人尋問及びAの被告人質問が実施されることが決定された。

〔設問1〕

- (1) 下線部㉞について、BがAの弁護人を選任することができる根拠について、刑事訴訟法の条文を示して簡潔に解答しなさい。
- (2) 下線部㉞について、Aは勾留中「弁護士Pは、Bが勝手に依頼しただけだ。Pとは合わないから、P以外の弁護士を付けてほしい。」として、国選弁護人を付ける

よう裁判官に請求した。これについて裁判官は応じなければならないか、刑事訴訟法の条文を示して簡潔に解答しなさい。

〔設問 2〕

下線部⑥について、検察官は、Aを起訴するに当たり、Aの犯人性をどのように肯定したと考えられるか。その思考過程を論じなさい。

〔設問 3〕

第1回公判期日におけるVの証人尋問の検察官の主尋問において、以下のやりとりがなされたとする。下線部⑦の検察官の尋問について、Aの弁護人が異議を述べたのはなぜか、また、この異議は認められるか、条文を示しつつ論じなさい。

検察官：「あなたが強盗の被害に遭ったのはいつですか。」

V：「5月の中頃だったと思います。」

検察官：「どのような経緯で被害に遭ったのですか。」

V：「私の財布が置いてあるベンチの近くにいる男に声をかけたところ、突然殴られ、私が倒れている隙に、お金を取られました。」

検察官：「⑦取調べの際には、犯人の男が財布から金を抜き取っていたところ、声をかけたら殴られたと言っていましたよね。」

弁護人：「異議あり。」

〔設問 4〕

Vは、〔設問 3〕の後の尋問において、「私は、これまでは、警察官及び検察官には、Aが2000円札を抜き取ったため、これを取り返そうと思って、Aに声をかけたところを殴られたと言っていました。しかし、よく思い出してみると、私が声をかけた時、Aは財布に手を付けていませんでした。財布からお金を取られるんじゃないかと思って声をかけたところを殴られたのです。」と証言した。さらに、Aは被告人質問において、「Vを殴ったことと2000円札を取ったことは間違いないので、大した差はないと思い、警察官の言うとおりで、2000円札を盗んで取り返しを防ぐためにVを殴ったと言った。しかし、よく思い出してみると、ベンチ付近にいる時にVに『財布を取ろうとした。』などと言いがかりをつけられ、腹が立ったので、最初は盗むつもりはなかったが、本当に盗んでやろうと思い、Vを殴って、財布から金を取ってやった。Vに声をかけられた段階ではベンチの近くにいただけだった。」と証言した。

そこで、検察官は、第2回公判期日において、以下のとおり訴因変更する旨を請求した。なお、検察官及び弁護人から追加の証拠調べ請求はなかった。

「令和2年5月19日午前11時頃、〇市N区の六角公園において、手拳でVの顔を殴打し、同所にあった木製の角棒（長さ55センチメートル）で同人の頭部を1回殴打するなどの暴行を加え、同人に対して全治10日間を要する頭部打撲裂傷等の傷害を負わせ、同人所有の財布から現金2000円を強取したものである」

この場合、裁判所は検察官の訴因変更請求を許可すべきか。公判前整理手続を経ていることを踏まえつつ、論じなさい。なお、「公訴事実の同一性」（刑事訴訟法第312条第1項）は認められることを前提として解答しなさい。

